

第1章 情報化計画の位置付け

1.1 情報化計画策定の概要（目的・位置付け・期間等）

「情報化」とは、単に情報インフラを整備することだけを示すものではありません。行政内部に限らず、地域が有する様々な情報を共有することにより、行政と住民との双方向のコミュニケーションが可能となり、住民との協働が実現できます。

また、情報の共有は行政内部の改革にもつながるなど、「情報の共有」は新たなまちづくりの基礎となるものと考えます。

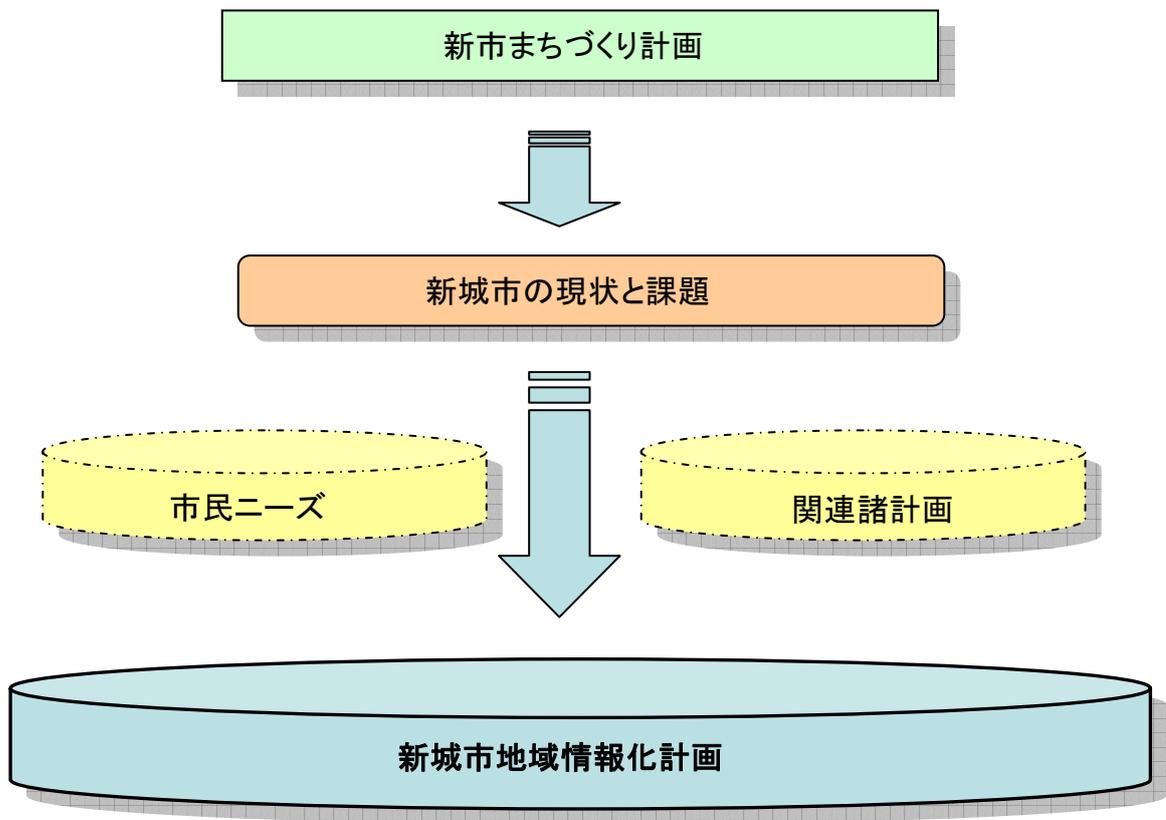
こうした観点を踏まえ、新城市の情報化の推進にかかる基本的な方向性を示すため、「新城市地域情報化計画」を策定します。

なお、本計画は、平成16年8月策定の新市まちづくり計画（新市建設計画）をもとに新城市の地域情報化の方向性を示すとともに、計画策定の主眼として、以下の2つを掲げます。

- ① 高度情報化社会に対応した地域情報ネットワークを構築するための情報通信基盤整備を通じ、テレビ難視聴やブロードバンド環境の改善、携帯電話不通エリアの解消など情報格差の是正。
- ② 本庁と支所等を結ぶ情報通信網の整備による防災・教育・福祉・医療・窓口業務などの各種情報・証明発行サービスの充実を図ることによる電子自治体の構築の推進。

地域情報化計画で明示する情報（放送・通信）技術は、様々な地域課題（地上デジタル放送の受信〈難視聴〉、大容量・高速インターネットの利用、携帯電話不通地域、地域経済の活性化、行政事務のICT化など）を改善・解決する手段となるものであり、地域の情報化を積極的・計画的に推進することを目的に、地域情報化計画を策定します。

位置付け



目標期間

平成 19 年度（2007 年度）～平成 23 年度（2011 年度）の 5 年間。
なお、総合計画の連携等必要に応じて内容を見直すこととします。